

平成 20 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー ベ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 野 智 司
(コ ー ド 番 号 4797 東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 山 本 敏 晴
(電 話 03-5779-9275)

当社株式の監理銘柄指定について

当社株式につきまして、本日付にて、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)より監理銘柄に指定されました。本件に関する当社の今後の対応等は下記のとおりであります。

記

1. 監理ポスト指定理由

当社は、本日、元代表取締役社長及び元取締役の2名とともに、証券取引法違反(偽計)の嫌疑で証券取引等監視委員会により告発を受けました。元代表取締役社長及び元取締役は、当社が当事者となった株式交換に際し、当時の代表取締役社長及び取締役として、完全子会社となる法人の企業価値を過大評価したうえ、かかる過大な評価による株式交換比率をもって新株式を割り当て完全子会社化する旨の株式交換契約を締結し、当該株式交換について虚偽の内容を含む公表を行うなどしたとされています。

これらの内容から、東証より、有価証券上場規程施行規則第605条第1項第22号(有価証券上場規程第603条第6号(公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合)に該当するため、当社株式を上場廃止基準に該当するおそれがある銘柄として投資者の注意を喚起するため、監理銘柄(審査中)に指定されたものであります。

2. 監理銘柄指定期間

平成 20 年 3 月 5 日(水)から東証が上場廃止基準に該当するかを認定した日まで。

3. 今後の対応

このたびの監理銘柄指定に至った事態を厳粛に受け止めるとともに、株主の皆様をはじめ関係各位に多大なご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、一日も早く監理銘柄指定の解除を受けられるよう最大限努力してまいり所存です。また、二度と同様の行為が起こることのないよう、コンプライアンスの意識向上、内部管理体制のより一層の充実・強化を図り、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上